

支 出 書

| | | |
|---------------|---|--------------|
| 会派名 | 日本共産党 福山市議会議員団 | 整理No. 2-1 |
| 科 目 (該当○印) | 1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費 | |
| 金額 | 108,800円 | |
| 支出年月日 | 2019年6月3日 | |
| 支出内容 | 2019年7月24日～26日 2019年度大阪社保協「全国地方議員 社会保障研修会」の交通費として | |
| 支出先 | 別添、領収書のとおり | |

| | |
|---------------|--|
| 領收書 (該当○印) | 有 (別紙の領収書添付用紙へ添付) |
| | 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印 |

別紙

領収書添付用紙

支出書整理No. ニー/

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2019年6月3日

(代表者) 村井明美 様

¥54,400

但、2019年7月24~26日の大阪市への出張旅費

[内訳]

上記正に領収いたしました

| | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|-------|
| 交通費 | 22,900円 | |
| 日 当 | 9,300円 | 3 日 |
| 宿泊料 | 22,200円 | 1.5 日 |
| (計) | 54,400円 | |

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名前) 土屋知紀



別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. ニー/

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2019年6月3日

(代表者) 村井明美 様

¥54,400

但、2019年7月24~26日の大
阪市への出張旅費

[内訳]

上記正に領収いたしました

| | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|-------|
| 交通費 | 22,900円 | |
| 日 当 | 9,300円 | 3 日 |
| 宿泊料 | 22,200円 | 1.5 日 |
| (計) | 54,400円 | |

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名前) 河村晃子



支 出 書

| | | |
|---------------|---|--------------|
| 会派名 | 日本共産党 福山市議会議員団 | 整理No. 2-2 |
| 科 目 (該当○印) | 1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費 | |
| 金額 | 80,400円(手数料込400円) | |
| 支出年月日 | 2019年7月3日 | |
| 支出内容 | 2019年7月24日～26日 2019年度大阪社保協 「全国地方議員社会保障研修会」参加費 | |
| 支出先 | 別添、領収書のとおり | |

| | |
|-----------------|---|
| 領 収 書 (該当○印) | 有 (別紙の領収書添付用紙へ添付) |
| | 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印 |

※ 別紙

※ 領収書添付用紙

支出書整理No. 2-2

(領収書添付欄) ※ 領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※ 枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

振替払込請求書兼受領証

| | | | | | | | | |
|--------|---|----------|---|---|---|---|---|---|
| 口座記号番号 | | | | | | | | |
| 加入者名 | 大阪社会保障推進協議会 | | | | | | | |
| 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | |
| ご依頼人 | おなまえ 河村 畏子 | | | | | | | |
| 料金 | (消費税込み) | 日附印 | | | | | | |
| | 200 | 01-06-25 | | | | | | |
| 備考 | ゆうちょ 銀行 福山店 (51002) N94490003 | | | | | | | |

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証

| | | | | | | | | |
|--------|---|----------|---|---|---|---|---|---|
| 口座記号番号 | | | | | | | | |
| 加入者名 | 大阪社会保障推進協議会 | | | | | | | |
| 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | |
| ご依頼人 | おなまえ 土屋 知紀 | | | | | | | |
| 料金 | (消費税込み) | 日附印 | | | | | | |
| | 200 | 01-06-25 | | | | | | |
| 備考 | ゆうちょ 銀行 福山店 (51002) N94490002 | | | | | | | |

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2-2

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

領 収 証

河村 晃子

様 No. _____

¥ 40,000.-

但 2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」参加費
入金日 2019年 6月 25日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館内

TEL 06-6354-8662

FAX 06-6357-0846

収 入
印 紙

領 収 証

土屋 知紀

様 No. _____

¥ 40,000.-

但 2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」参加費
入金日 2019年 6月 25日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

収 入
印 紙

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館内

TEL 06-6354-8662

FAX 06-6357-0846

研究研修・調査報告書

| | | | |
|--|--|-----|--|
| 会派名 | 日本共産党福山市議会議員団 | 報告日 | 2019年8月24日 |
| 代表者 | 村井明美  | 報告者 | 河村晃子  |
| 参加者 | 土屋知紀 河村晃子 | | |
| 実施日 | 2019年7月24日～2019年7月26日 | | |
| 研究研修・調査等の場所 | 大阪府保険医協会 MD ホール 大阪市浪速区幸町 | | |
| 目的 | 子どもの貧困・介護保険・国民健康保険・人口減少社会に向けた自治体の在り方など社会保障について学び、今後の自治体や議員の役割について学ぶ | | |
| <p>研究研修・調査等の概要</p> <p>7月24日 10時～13時 「女性と子どもの貧困」 武輪敬心（奈良女子大学大学院人間文化研究所）</p> <p>子どもの貧困は大人の貧困です。大人の貧困は労働の貧困であり、社会保障の貧困でもあります。全国の最低賃金は874円で、最低賃金では人間らしい生活を送ることは困難です。男性賃金は337万6千円、女性は247万5千円で賃金の格差は大きい。母自身の平均年間就労収入は200万円だが、ひとり家庭への経済的支援は児童扶養手当・遺族基礎年金などがあるが、子ども3人の場合でも全額59130円しかない。</p> <p>また、女性の約3人に1人は配偶者から暴力を受けたことがあり、約7人に一人は何度も受けて、被害を受けた9人に1人は命の危険を感じたことがあるとの事です。被害を受けた約6割が「別れたいと思っている」が、約1割しか別れることが</p> | | | |

出来ていないそうです。貧困に陥る前で支援することが社会全体の利益になる。若年妊娠は性非行ではなく、彼女たちがおかれている社会的困窮の中から生じている。女性たちの貧困は社会的に生み出された課題であり、個人的なことは政治的なことである。貧困の自己責任ではなく、社会の責任として捉えること。すべての人が「健康で文化的な生活」を送られる社会を実現するためのさまざまな角度からの法制度化が必要です。

7月24日 14時～17時 日下部雅喜 大阪社保協介護保険対策委員長

「介護保険制度改革改定の動向～変質させられる市町村機能」

2021年度が次の介護報酬改定の時期。それに合わせ厚労省は来年の通常国会での改定法案提出を予定している。国は軽度者サービス改革の方向性は、①緩和型や住民主体サービスへの移行を基本とし、国が一定の方針等を示す②総合事業に係るサービスの報酬水準をきめ細かく設定する③都道府県が単独では緩和サービスが困難な自治体への支援や複数自治体にまたがる事業実施も検討する④ケアマネジメントにおける自己負担導入を検討している⑤利用者負担について、2割負担化、資産要件強化を検討している。

「新たな待遇改善加算」介護職員の給与は、全産業平均36.6万円にたいし、一般介護職27.4万円で9.2万円の格差がある。国は新加算「特定待遇改善加算」を創設する。財源は消費税で210億円といどを見込んでいる。新加算の問題点は①従事者全員ではなく、一部のみに重点配分②種別・規模によっては「月8万円」は到底不可能。③加算されるため利用者負担と介護保険料に転嫁される。さらに取得手続きが煩雑。

「上がりつづける介護保険料」第7期（2024年～2026年）は、月額8165円になると想定される。公費の投入で、介護保険料の引き下げを抜本的に取り組む必要がある。地域の実態を行政に伝えるなど「闇いなくして老後を安心はなし」

7月25日 10時～13時 雨田信幸 きょうされん大阪支部事務局長

「介護保険65歳問題と共生社会を考える」

介護場面での困難状況が増加する18～30歳、特に社会的問題等での困難さが増すなど、困難内容の質的な変化への対応の難しさがある。地域の障害への誓いのなさから地域との交流が減少、地域社会での介護者の孤立はさらなる障害への理解不足へつながる悪循環。公的機関への相談の減少、公的機関から適切な情報提供がなされていないことによって強まる介護者の社会参加困難、低所得世帯ほど「制度を知らない」「使うつもりがない」が増加している。

特に、成人期の障害者の家族者が抱える「親亡き後」への強い不安、障害者が親

亡き後も安心して暮らすことのできる暮らし場の拡充を求める声が多い。いま介護保険65歳問題もあり、障害福祉サービスから1割負担が課される介護保険への移行が深刻化している。高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減措置があるが、対象範囲が狭い。

地方自治でできることは、その地域で暮らす障害当事者・家族・関係者が何に困っているのかを具体的に聞き取ること。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と骨格提言・基本合意の合言葉を忘れてはならない。国制度にはない独自施策を具体的に検討すること。福祉専門職の配置。運動体との共同を行うこと。

2019年7月25日「人口減少時代の自治体政策を考える」中山徹奈良女子大学教授
14:00~17:00

中山徹奈良女子大学教授が、「人口減少時代の自治体政策を考える」と題した講演を受講しました。

政府が進める国土と地域の再編計画は、2115年に、日本の人口は、5000万人に減少するとして予測しています。

現在の高齢化率は27%ですが、ピーク時には39%へと上昇すると予測。21世紀には「高齢化率先進国第1位」「年少人口比率先進国 最下位」になると予測されています。

そのような現状認識の中、政府は国土と地域を再編する目的として、①国際競争の加速化、②日本の大手企業が国際競争に勝ち残るために再編を推進する、③人口減少下で大手建設業、不動産業、鉄鋼業などのもうけを確保する という3つの目的を達成しなければなりません。

そのために①国土と大都市の再編、②地方の再編、③農村、中山間地域の再編、④コミュニティの再編 という4つの再編を行う、としています。

①国土と大都市の再編についてです。

これは、首都圏の国際競争力の強化として、規制緩和、インフラ整備、スーパーメガリージョンの形成により、国全体で人口が減っても、首都圏の国際競争力を強化しようというものです。

② 地方の再編は、「コンパクト+ネットワーク」として、人口減少に対応して町を縮小する「立地適正化計画」を推進。それとともに、地域の連携で生き残るための連携中枢都市圏構想を進めます。

③農村・中山間地域の再編は、小さな拠点を策定し、地域運営組織を形成します。しかしこれらの再編は、過疎地では交通不便地域や、公共施設の統廃合と連動し、さらなる人口減少が進むことが予測されます。

④のコミュニティの再編については、政府は三省に渡って再編をする計画です。その内容は、厚労省は、地域包括ケアの核となるコミュニティ組織の再編、国土交通省は、エリアマネジメント、総務省は地域運営組織として、公共施設の再編を行おうとしています。

自治体再編の方向としては、スマート自治体への転換、AIを導入して自治体行政の標準化・共通化を進め、行政事務を直営から民移管させようとしています。

そのことにより財政コストを削減しようとしています。また、自治体を「フルセット型」から「連携型」自治体へと変貌させようとしています。これらの施策は、東京一極集中と連動します。つまり、地方の安定は東京一極集中が是正されない限りあり得ません。

○ 2019年7月26日「憲法・生活保護の基本～基本的人権、生存権とはなにか」

尾藤廣喜弁護士・日弁連貧困問題対策本部副本部長

10:00～13:00

尾藤弁護士は、1970年に厚生省に入省し、医療保険の「抜本改正」を担当した経緯を持ちます。その時「保険の制度間格差をどうするのか?」「医療費対策をどうするのか?」という制度論について議論しています。その後、1972年、社会局保護課で生活保護を担当。

生活保護法は、憲法25条を直接受けた制度であり、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(一項)、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」(2項)を具体化させるものとして、現行の生活保護制度の骨格を検討しました。

そこで、旧生活保護法と現行生活保護法の違いについて解説がありました。

旧生活保護法は、

1. 労働能力を持つかどうかを問わない、「一般扶助主義」を採用。
2. 生活の維持に努めないもの、素行の不良な者については、保護を認めない欠格条項があった。
3. 行政運営上では、保護請求権が認められていなかった。

というものでした。

一方、現行生活保護法は、これら3つの制約を克服し、

1. 権利性を明確にした。
2. 憲法25条に基づく社会保障立法であることを明確にした。
3. 欠格条項を失くし、無差別平等の原理を定めた。

という転換が行われました。

生活保護の原理として、

(1) 国家責任の原理、があります。

これは、憲法 25 条に基づき、国民が「健康で文化的な」最低限度の生活を保障する水準のものでなければならぬことは当然で、自立を助長することを目的とする制度でもあります。

(2) 無差別平等の原理として、生活困窮に陥った原因がどうであったかを問わず、差別なく平等に保護を受ける権利を認めています。生計の維持に努めない者、ホームレス状態にある者などの理由で差別されません。

(3) 「最低生活保障の原理」として、生活扶助の基準額が引き下げられる場合にも、引き下げられた基準が「健康で文化的な生活水準」を満たす内容のものになっているかどうかという判断が不可欠となります。

(4) 保護の補足性の原理（その 1）として、生活保護は自分の力で最低生活を維持することができない場合に行われるものです。

(5) 補足性の原理（その 2）として、この原理を厳しく運用すれば、本来、生活保護を必要とする人が保護を利用できない障壁となってしまいます。そのため、福祉事務所などの現場では、生活保護を必要とする人を申請窓口で排除して申請させない、いわゆる「水際作戦」を生み出す一つの原因となっています。

この「補足性の原理の運用」をどのように緩和するかが、大きな問題となっています。

さらに(6)補足性の原理（その 3）として、保有資産の問題があります。自宅、クーラー、自動車、預貯金などの他「稼働能力」と「扶養」の問題もあります。

「稼働能力の活用」という項目がありますが、保護受給権はあります。

また、扶養義務者による扶養は保護要件ではありません。単に「扶養が保護に優先する」とされているに過ぎません。これを曲解していわゆる「水際作戦」を行っているケースが多くありますが、これは間違います。

人々、生活保護制度は、憲法に規定された「生存権保障」を基軸に法律を作成されています。そのため、最低生活を保障する制度ですが、これが不十分であれば、制度を作らなければなりません。そのため、特別基準の創設が必要です。

2019 年 7 月 26 日「国保都道府県単位化と自治体での課題」

講師：神田敏史 神奈川県前国保制度改革担当職員

14:00 ~ 17:00

講師から、国民健康保険制度の都道府県単位化を巡る、自治体の動きについて解説がありました。地方公共団体、特に、市町村側からは、政府に対して保険給付水準の維持、保険料負担軽減をもとめる、『国民健康保険制度の改革を求める要望』が

強く出されていました。

全国市長会と町村会がまとめた、国保中央会報告（2001年）によると、「ア. 公的医療保険間の給付の格差、負担の公平についての、構造上の問題点を解消し、ますます激しさを増す社会経済情勢の変化に耐えながら、国民に対する安定した医療の確保を図っていくためには、全ての国民に通ずる「医療制度の一本化」を実現する必要がある。その際、国が保険者をすべきである」としています。

また、「当面は保険者組織の現状を維持しながら、財政運営を一本化し、具体的には保険料率を全て公的医療保険で同一とし、国が財政調整を行う」としています。

さらに、全国知事会は、「給付と負担の公平化を図り、国民が安心して良質な医療サービスを受けることが出来るような制度を確立することが必要。その際、国民健康保険制度については、他の医療保険制度と全国レベルで一元化するなど抜本的に改革すること」と要望していました。これらについて政府と地方団体が協議しました。

それは、「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」で、「全国町村会、市長会、知事会の「国と地方の協議」の場で、基本方針の策定が行われ、その後、●後期高齢者医療制度の創設、●社会保障と税の一体改革、が行われました。さらに、2014年4月に、消費税の8%への引き上げによる、社会保障の安定財源の確保のための税制改革が行われました。

ここで重要なことは、全国知事会を始め、地方自治体側は、これらの政府の取りまとめ案に満足していませんでした。とりまとめでは、今後の検討課題を明確にするとともに、そのためには制度改正後の動きを検証し、必要な対策をとることを国との間で確認することで、決着したのです。その最大の要因は、「財政上の構造的問題」でした。

地方自治体側は「構造的に低所得者が多い状況を踏まえ、地方に対する十分な交付税措置を」と求めていたにも関わらず、地方自治体の要望通りにはなっていません。

さらに、「持続可能な国民健康保険制度」として、●歳出抑制、●医療費抑制、として、3点が強調されるようになりました。

それは、ア. 被保険者が病気に罹患しないよう努めること、イ. 被保険者を保健医療機関に行かせないようにする、ウ. 保険医療機関からの請求金額が少なくなるようする、との3点が強調されるようになりました。

都道府県の課題は、特に保険料について「統一保険料水準とすること」とあります。ところが、各自治体において、法定外繰り入れや、市町村分の保険者努力支援制度交付金に違いがあるので、統一保険料化は困難です。

さらに、保険料や窓口負担の減免制度の設定は、市町村で事情が異なるため、「統一

「基準化」を行うことは極めて困難です。

さらに、被保険者の健康増進事業は、「都道府県規模でのアウトソーシング化」も検討されていますが、それぞれの市町村の個人情報保護条例の規定を踏まえると、「健康づくり」という費用対効果にどのように結びつくかは疑問です。

また、収入率の向上策として、そもそも2000年度には、市町村から社会保険事務所に移管されたことがあります、この時の収入率は80%代から、60%代へと低下した経緯があります。

財産調査、差し押さえ処分など、必要な税務上の知識の取得やその支援を行うことが重要ですが、それらの対応はまだこれからです。

地域別診療報酬単価の設定については、全国どこでも自由な公的保険医療制度では、地域別診療報酬単価はなじみません。

単価の低い市町村に、被保険者が集中すれば、近隣市町村にある保健医療機関が経営が成り立たなくなり、医療機関の偏在が進む可能性があるからです。

これらの、制度改変の矛盾の解決が必要です。

【考察】

「女性と子どもの貧困」の講義では、日本の社会政策の貧しさが女性と子どもの貧困を助長している。働くことが貧困改善につながらない日本の社会保障の仕組み自体を抜本的に改善することの必要性が明らかになりました。社会保障の改善をさらに行うよう強く国に求めていきます。

「介護保険制度改定の動向～変質させられる市町村機能」の講義では、今後当該制度は、高齢者利用負担増や軽度者の利用負担外しが予定されている。介護保険料の増額も受容限度を超えており、高齢者や介護事業者等と運動を展開し国費を拡充し一人ひとりに応じた介護が保障される制度づくりが求められる。

「介護保険65歳問題と共生社会を考える」の講義は、地域の障がい者の実態把握をし、その声を行政に届ける必要がある。また、基本合意に立ち返って障害者施策になるよう国に引き継ぎ要望をする大切さを学んだ。

「人口減少時代の自治体政策を考える」の講義では、政府が推進している、人口減少対策が地方自治体の「地域再編」や人口増加策にはつながらず、むしろ、格差と貧困を拡大し、東京一極集中をより一層拡大させる、ということが明確になりました。

「憲法・生活保護の基本～基本的人権、生存権とはなにか」の講義では、現行生活保護法の正確な解説が行われました。

現行生活保護法を正しく運営するならば、福祉事務所でよく聞かれる「水際作戦」

などは、起こり得ないということです。

また、今後、改革方向として、憲法の生存権保障を軸にして、「生活保護法」の「特別基準」の創設が求められます。

「国保都道府県単位化と自治体での課題」の講義では、政府が進めている国保行政の都道府県化の狙いと仕組み、矛盾点について学ぶことができました。政府のこの方針では、地域における医療格差や医療偏在、保険料の高騰など、深刻な矛盾を発生させることになります。これらを踏まえ、福山市の制度改革の方向を提案することが重要だと実感しました。

支 出 書

| | | |
|---------------|---|-----------|
| 会派名 | 日本共産党 福山市議会議員団 | 整理No. 2-3 |
| 科 目 (該当○印) | 1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費 | |
| 金額 | 20,780円 | |
| 支出年月日 | 2019年8月23日 | |
| 支出内容 | 2019年8月23日 広島市での 広島自治研「自治体戦略2040構想」公開講座の出張旅費 | |
| 支出先 | 別添、領収書のとおり | |

| | |
|---------------|---|
| 領収書 (該当○印) | 有 (別紙の領収書添付用紙へ添付) |
| | 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印 |

別紙

領収書添付用紙

支出書整理No. 2-3

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2019年8月23日

(代表者) 村井明美 様

¥10,390

但、2019年8月23日の広島
市への出張旅費

[内訳]

上記正に領収いたしました

| | 金額 | 摘要 |
|-----|---------|-------|
| 交通費 | 8,840円 | |
| 日 当 | 1,550円 | 0.5 日 |
| 宿泊料 | | |
| (計) | 10,390円 | |

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名前) 村井明美



別紙

領収書添付用紙

支出書整理No. 2-3

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2019年8月24日

(代表者) 村井明美 様

¥10,390

但、2019年8月23日の広島
市への出張旅費

[内訳]

上記正に領収いたしました

| | 金額 | 摘要 |
|-----|---------|-------|
| 交通費 | 8,840円 | |
| 日 当 | 1,550円 | 0.5 日 |
| 宿泊料 | | |
| (計) | 10,390円 | |

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名前) 土屋知紀



研究研修・調査報告書

| | | | |
|--|---------------------------|-----|---------------|
| 会派名 | 日本共産党福山市議会議員団 | 報告日 | 2019年9月 5日 |
| 代表者 | 村井明美 | 報告者 | 村井明美 |
| 参加者 | 村井明美 土屋知紀 | | |
| 実施日 | 2019年8月23日～2019年8月23日 | | |
| 研究研修・調査等の場所 | 広島市 自治体問題広島研究所 | | |
| 目的 | 広島自治研「自治体戦略2040構想」公開講座で学ぶ | | |
| <p>研究研修・調査等の概要…「自治体戦略2040構想」とは？ 18時～19時半</p> <p>安倍政権が進めようとしている「自治体戦略2040構想」とは何かについて、広島自治体問題研究所員や労働組合、民主団体などが集まって、その内容と目指す日本の方向について、学びあった。</p> <p>総務省の「自治体2040構想研究会」が「人口減少化において満足度の高い人生と、人間を尊重する社会をどう構築するか」といった副題を付した第1次報告、第2次報告を発表し、2018年7月、これを実現すべく第32次地方政治調査会と、同専門小委員会が設置された。2040報告はいわゆる2040年頃の日本社会の自治体の行政体制の在り方を模索するものである。2040報告が描く超少子高齢社会となる日本の内政上の危機が強調されているが、果たしてどうか、どうすればその危機を乗り越えることができるのかなどについて、意見交換を行った。</p> | | | |

そもそも、今日の少子高齢化社会は、自然発生的なものではなく、政府の行財政改革による地方自治体のスリム化、公共施設の統廃合、農業・水産業の予算削減などの結果として生み出されたものである。ところが政府は、連携中枢都市構想など、実質的な道州制を進めるなど、ますます、地方の切り捨てが進められようとしている。自治体のIT化による職員削減は、さらなる集中と過疎化を生み出すものである。このままでは、医療・介護・貧困問題・子育て、災害リスク増大などに対する課題解決にはならず、さらに、自治体の疲弊を生み出すものではないかなど、話し合われました。

【考察】

今こそ、地方自治体の本旨である福祉の充実、住民の安全を中心に据えたまちづくりに転換するべきである。

1次産業の充実等、それぞれの地域で暮らして行ける街づくりを住民主人公で展開しなければ、ますますの一極集中と、弱肉強食の競争社会になってしまいのではないか。

効率・利益優先の社会からの脱却、人間中心の社会への転換が強く求められるのではないか。

支 出 書

| | | |
|---------------|---|-----------|
| 会派名 | 日本共産党 福山市議会議員団 | 整理No. 2-4 |
| 科 目 (該当○印) | 1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費 | |
| 金額 | 10,080円 | |
| 支出年月日 | 2019年8月24日 | |
| 支出内容 | 2019年8月24日 岡山市での 「幼児教育保育無償化と給食費問題の学習会」の出張旅費 | |
| 支出先 | 別添、領収書のとおり | |

| | |
|-----------------|---|
| 領 収 書 (該当○印) | 有 (別紙の領収書添付用紙へ添付) |
| | 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 |
| | 会派の代表者名 印 |

別紙

領収書添付用紙

支出書整理No. 2-4

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2019年8月24日

(代表者) 村井明美 様

¥5,040

但、 2019年8月24日の岡山
市への出張旅費

[内 訳]

上記正に領収いたしました

| | 金額 | 摘要 |
|-----|--------|-----|
| 交通費 | 1,940円 | |
| 日 当 | 3,100円 | 1 日 |
| 宿泊料 | | 日 |
| (計) | 5,040円 | |

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名 前) 河村晃子



別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2-4

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2019年8月24日

(代表者) 村井明美 様

¥5,040

但、 2019年8月24日の岡山
市への出張旅費

[内 訳]

上記正に領収いたしました

| | 金額 | 摘要 |
|-----|--------|-----|
| 交通費 | 1,940円 | |
| 日 当 | 3,100円 | 1 日 |
| 宿泊料 | | 日 |
| (計) | 5,040円 | |

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名前) 高木武志



支 出 書

| | | |
|---------------|---|--------------|
| 会派名 | 日本共産党 福山市議会議員団 | 整理No. 2-5 |
| 科 目 (該当○印) | 1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費 | |
| 金額 | 10,000円 | |
| 支出年月日 | 2019年8月24日 | |
| 支出内容 | 2019年8月24日 岡山市での 「幼児教育保育無償化と給食費問題の学習会」参加費 | |
| 支出先 | 別添、領収書のとおり | |

| | |
|-----------------|---|
| 領 収 書 (該当○印) | 有 (別紙の領収書添付用紙へ添付) |
| | 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印 |

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-5

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

領 収 証

2019年8月24日

河村晃子様

★ 75000-

但幼児教育保育無償化と給食費問題の学習会参加費
上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%) 700 岡山市春日町4-26 地方自治会館内
岡山県保育団体連絡協議会 086-226-3488
GR1017

領 収 証

2019年8月24日

高木武志様

★ 75000-

但 幼児教育保育無償化と給食費問題の学習会
上記正に領収いたしました 参加費

内訳

税抜金額

消費税額等(%) 700 岡山市春日町4-26 地方自治会館内
岡山県保育団体連絡協議会 086-226-3488
GR1017

研究研修・調査報告書

| | | | | |
|--|---|--|-----|------------|
| 会派名 | 日本共産党福山市議会議員団 | | 報告日 | 2019年8月25日 |
| 代表者 | 村井明美 | | 報告者 | 河村晃子 |
| 参加者 | 高木武志 河村晃子 | | | |
| 実施日 | 2019年8月24日 ~ 2019年8月24日 | | | |
| 研究研修・調査等の場所 | 岡山市北区 サンピーチ岡山 | | | |
| 目的 | 2019年10月からの幼児教育無償化のその問題点や給食食材料費 や給食食材料費が新たに4500円徴収される課題について学ぶ。 | | | |
| <p>研究研修・調査等の概要</p> <p>8月24日(10時30分~12時) 保育研究所 逆井直紀氏 「幼児教育無償化と施設利用給付の問題点と全国の動き」 保育制度は、平和憲法の具体化策であり、憲法・児童福祉法に基づく制度を維持させながら、私たち国民が創ってきた。保育・子育てを親の自己責任、施設責任にせず、社会も責任をもって支える、その担保が児童福祉法24条です。 保育士不足は、資格者はいるが現場に就労しない、その要因は待遇劣化、低賃金労働がきつい、休みがとれないなどワークライフバランスの問題点があります。 高い保育料は、無償化はすべての子どもに格差なく、平等に保育を無償化は有効な策であるが、すべての子どもが無償化になっていない。 無償化は消費税増税とセット。企業主導型は市の関与はなく、国の補助金で償化対応する。</p> | | | | |

保育料が大きな負担になっているが、それは圧倒的に公費負担が少ないから。しかし、無償化は、行事費や通園バス代や給食食材料費は対象外。低所得者に配慮しているが、市町村によっては負担増になる世帯が出る可能性がある。

無償化のための追加負担は年間約7800億円、初年度はすべて国費約3900億円で、2020年度から地方財政措置される事になっている。

私立保育所は市町村から委託をうけて保育を行っているが、委託業務として副食提供が義務づけられている。しかし、その義務を果たすための食材費の徴収を園任せはおかしい。児童福祉法24条1項の委託契約だからこそ市町村による支援が必要である。

(13時～16時) 広島大学名誉教授 田村和之氏

「保育無償化の法学的検討」

市町村は私立保育所へ保育費用と委託費として支払い、両者は委託契約の関係にある。市町村は、委託した保育事務に要する費用を受託者の保育所に支払う。この場合、委託した事務の内容を明確にした上で、必要な費用を委託費として支払うのが原則。給食は委託業務なのだから公定価格に含まれないのであれば、市町村がこれに従い、保育委託費を減額するだろうが、そのような事務処理は問題である。第一に、必ずしも公定価格に基づいて委託費の額を算定しなければならない法的制約は存在しない。第二に、市町村と保育所は委託契約関係にあり、委託費は両者間の協議・合意で定められるべきで、市町村の一方的な契約内容の変更は許されない。第三に、委託契約における3歳以上児給食の委託内容は、副食材料費を委託費に含まないとする合意は可能であるとの見解もあるが、そのような特約は理不尽であり無効と言わなくてはならない。

(考察)

2019年10月からの無償化に伴う、副食材料費負担増の家庭の有無、園の業務負担増など、状況を福山市や各保育施設に確認をする必要があります。また、無償化にともなって園児の利用増が想定され待機児童増も懸念されます。児童福祉法第24条1項に掲げる認可保育施設の拡充と保育士確保策を抜本的に強化しなければ、安全な保育ができません。国には公定価格と保育士配置基準の引上げ副食材料費の実費化の見直しを撤回、園舎の改修・耐震化等への国の特定財源化を引き続き要望をする必要があります。

福山市には、保育所統廃合ではなく認可保育所の拡充、保育士の配置基準の独自の引上げ、副食材料費の費用負担や徴収は福山市が行うよう、保護者や保育者と連携して要望をしていく事が求められます。

支 出 書

| | | |
|---------------|---|-----------|
| 会派名 | 日本共産党 福山市議会議員団 | 整理No. 2-6 |
| 科 目 (該当○印) | 1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費 | |
| 金額 | 15, 240円 | |
| 支出年月日 | 2019年10月29日 | |
| 支出内容 | 2019年11月1日～3日 岡山市での 市民・地域共同発電所全国フォーラムの出張旅費 | |
| 支出先 | 別添、領収書のとおり | |

| | |
|-----------------|---|
| 領 収 書 (該当○印) | 有 (別紙の領収書添付用紙へ添付) |
| | 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印 |

別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2-6

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2019年10月29日

(代表者) 村井明美 様

¥15,240

但、 2019年11月1日～3日
の岡山市への出張旅費

[内 訳]

上記正に領収いたしました

| | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|--------|
| 交通費 | 5,940円 | 岡山市3往復 |
| 日 当 | 9,300円 | 3日 |
| 宿 泊 料 | | 日 |
| (計) | 15,240円 | |

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名 前) 土屋知紀



支 出 書

| | | |
|-------------------|---|--------------|
| 会派名 (該当○印) | 日本共産党 福山市議会議員団 | 整理No. 2-7 |
| 科 目 | 1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費 | |
| 金額 | 8,000円 | |
| 支出年月日 | 2019年10月29日 | |
| 支出内容 | 2019年11月1日～3日 岡山市での 市民・地域共同発電所全国フォーラム参加費 | |
| 支出先 | 別添、領収書のとおり | |

| | |
|---------------------|---|
| 領 収 書 (該当○印) | 有 (別紙の領収書添付用紙へ添付) |
| | 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印 |

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2-7

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に收まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

89

領 収 書

2019年11月1日

土屋 知紀 様

¥ 3,000-

但し、第11回参加費として
上記正に領収いたしました

岡山県岡山市北区南方1
市民・地域共同発電所全国フォーラム実行委員会
共市行委員会
市民・地域共同発電所全国フォーラム実行委員会
共市行委員会

領 収 書

2019年11月3日

土屋 知紀 様

¥ 5,000-

但し、エクスカーション参加費として
上記正に領収いたしました

岡山県岡山市北区南方1
市民・地域共同発電所全国フォーラム実行委員会
共市行委員会
市民・地域共同発電所全国フォーラム実行委員会
共市行委員会

研究研修・調査報告書

| | | | |
|---|---|-----|---|
| 会派名 | 日本共産党福山市議会議員団 | 報告日 | 2019年11月17日 |
| 代表者 | 村井 明美  | 報告者 | 土屋 知紀  |
| 参加者 | 土屋知紀 | | |
| 実施日 | 2019年11月1, 2, 3日 | | |
| 研究研修・調査等の場所 | 岡山県岡山市オルガホール、岡山県西粟倉村 | | |
| 目的 | 全国で脱温暖化を目指した再生可能エネルギーの普及のために、市民が作った発電所の発電所における実態と現状、今後の展望を学び、福山市が新設した「福山未来エナジー」の今後の政策提案に活用することを目的とする。 | | |
| <p>11月1日（金）開幕フォーラム 分科会2 13:00～16:00 「再生可能エネルギーは電力自由化を生き抜けるか」と題する分科会に参加しました。</p> <p>電力自由化以降、市民やNPOが設立した新電力会社が直面する困難と打開策について活発な議論がされました。</p> <p>今、一般家庭の電力料金には「託送料金」という原発関連の費用が上乗せされ、強制的に原発推進に国民の負担が課せられています。</p> <p>同時に、電力自由化により市民が電力会社を作り、電力小売りができるようになりましたが、東京電力や中国電力など、大手電力会社が強大な影響力で、市場から市民発電を締め出そうと、制度が次々と改悪されている実態が報告されました。そのような中、「地球温暖化防止」「脱原発」の市民世論を広げることが重要だと報告がありました。</p> <p>報告者の「市民電力連絡会」の竹村英明さんは、「2016年に電力小売りが全面自由化されたのに、その後、東京電力などの大手電力会社が巻き返し、いまでは、東京都の電力契約は東京電力がすべてを占めてしまった」と衝撃の事実を明らかにしました。</p> <p>電力自由化で、再生エネルギー推進法を含む新電力会社の設立が増えることが、全国で期待されていました。</p> <p>ところが、大手電力会社に有利な制度があるために、日本の現在の新電力会社の比率は14.9%にとどまっています。竹村さんは、このような報告を示しました。</p> | | | |

2015年に始まった「パワーシフトキャンペーン」の吉田明子さんは（F・Eジャパン）は、新電力に切り替えた人が電気代を登録し、その合計を、2020年3月末までに1億円にする運動を開始し、その取り組みを紹介しました。

吉田氏による、クラウドファンディングなどの取り組みで、現在の出資金は563万円です。多くの人の参加を促し、大手電力会社から脱却し、「脱原発」の世論を広げようと言えていました。

【11月2日（土）9：15～11：45】

「再生可能エネルギー事業のためのお金の作り方、回し方」と題した分科会に参加しました。国の制度として「FIT制度」が出来ましたが、太陽光発電の買取価格は年々下落。大手電力企業の送電網を使用する際、多額の負担金を課すなど、市民発電が参入しにくい状況があります。それらの現状を乗り越え、地産地消のエネルギー利用をどのように進めているのか、その実践について、深尾昌峰龍谷大学政策学部教授より提案があり、各地の報告がありました。

東京電力など、大手の基幹電力会社が、送電線網の使用権を独占している中、新電力会社は、送電線の使用が困難な中でも、地域に根差した中小企業を支援する信用組合が既存の制度を駆使し、持続可能な地域社会をつくる活動を支援する飛騨高山の再生可能エネルギー事業の取り組みが、飛騨信用組合の、古里圭史さんより報告されました。

2018年の豪雨災害や今年の台風19号に象徴されるように、気候変動は将来の不確実な予測ではなく現在起こっている事実だ、との指摘があり、日本政府が本腰を入れた対策をしなければならない、と訴えました。

また、2050年までに日本が「自然エネルギー100%社会になるよう」行動することが必要として、「自然エネルギー普及を妨げない電力政策と送電線利用ルールを考案し、新しいビジネスモデルが必要だ」と説明しました。

【11月3日（日）8：00～17：00】上山隆浩西粟倉村地方創生特認参事

岡山県西粟倉村の百年の森林構想の現地調査であるエクスカーションに参加しました。西粟倉村は、人口約1500人、面積58km²のうち森林面積は93%（人口林84%）の豊富な水と森林資源に囲まれた村です。

出力2.90kWの小水力発電「めぐみ」の視察を見学しました。

「めぐみ」は、1966年から稼働していた古い水力発電所を更新し、2014年から稼働しています。1.8km上流から取水し、約70mの落差を活かし発電していました。

更新経費は約3億円、との説明でしたが、燃料費は0円。発電電力は、中国電力へ売電し、年間の売電収入は7000万円、20年間で14億円の税収となっているそうです。売電収入は一般会計の繰り入れとして扱い、子ども医療費無料化や森林整備、ベンチャー企業の育成や村営住宅の整備などの財源に活用している、とのことです。さらに、木質バイオマス発電に関わる事業などで、10年間で34社、180人の新規雇用を創出しているそうです。

今は、6km上流で出力199kWの第二水力発電所を建設中の説明でした。

村中心部の地域供給センターには、イタリア製木質ボイラーが2基設置されています。林業で発生した間伐材を木質チップに加工し、ボイラー周辺の村営住宅や村役場、保育所へ地下にパイプラインを敷設し、60°Cの温水を供給し地域熱暖房システムを構築していました。

北欧やヨーロッパには地域熱供給システムは整備されています日本国内では、西粟倉村だけの取り組みです。

西粟倉村では、豊富な水力や木質などの地域自然資源を活用し、エネルギーの地産地消を実現し、雇用を生み出す先進的な取り組みでした。

村では50年先をみこして「上質な田舎づくり」を目指す総合計画を策定していました。

その結果、村外からの移住者は139人で人口（約1500人）の1割を占めています。一方人口減は、年間0・6%で、他の村の約10%との比較でも人口減少に歯止めをかけていました。

【考察】

地域にある資源を活用した、エネルギーの地産地消で経済の活性化を行っている先進的な取り組みでした。とりわけ西粟倉村の取り組みは、首長の政治姿勢が大きな影響を及ぼしています。現行の国の交付金制度を有効に活用して、まちづくりを行っておりそのことが結果的に人口増加策へつながっていました。

これらの取り組みは、福山市内の中山間地域でも大いに参考になるものでした。